

世田谷清掃工場建替工事に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の趣旨

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）では、令和7年度に世田谷清掃工場建替工事の入札公告を予定しています。しかし、近年の資材価格の上昇等を受け、清掃工場建替工事費が急激に上昇していることから、財政支出を抑制するため抜本的に発注仕様を見直す必要があります。

このような状況を踏まえ、民間事業者との対話を通じて前例にとらわれないコスト削減の手法や最新技術の動向等を調査・検討するため、サウンディング型市場調査を実施します。

2 建替計画の概要

令和4年8月に策定した世田谷清掃工場建替計画のURLは以下のとおりです。なお、今後検討を進めていく中で一部内容が変更となる場合もあります。

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/suishin/documents/setagayakeikaku.pdf>

3 サウンディング項目

以下の内容についてヒアリングを行います。ヒアリングは一部の項目のみでも構いません。なお、ヒアリングでの理解を深めるため、ヒアリング時に説明資料を提出することができます。

(1) 整備手法に関すること

- ・ イニシャルコストやランニングコストに配慮したシンプルで使いやすい清掃工場の提案
- ・ 工場棟及び煙突の建築構造見直しによる整備費用縮減（鉄骨造の採用など）
- ・ 地下掘削量削減による整備費用縮減
- ・ プラント機器の仕様見直しによる整備費用縮減
- ・ プラント機器や建築設備を更新しやすい施設の提案（大型機器搬出を考慮したスペースや開口部の考え方など）
- ・ 解体しやすい建築構造の提案

(2) 必要工期に関すること

- ・ 工期短縮に向けた提案

(3) 発注方法に関すること

- ・ 総合評価落札方式の技術提案に関して組合に望むこと（技術提案の負担低減に係る意見など）
- ・ その他発注方法に関して組合に望むこと

(4) その他

- ・ 二酸化炭素回収などの新技術導入や国産木材の活用などによるカーボンニュートラルに向けた提案
- ・ ノンファーム型接続による発電出力抑制を踏まえた提案
- ・ ICT の活用に係る提案
- ・ 環境に配慮した解体工事の提案
- ・ 入札参加に当たって組合に望むこと

4 調査の進め方

(1) スケジュール

日程	内容
3月20日(月)	サウンディング型市場調査実施要領公表
3月20日(月)～3月31日(金)	公募・参加申込期間
4月10日(月)～4月28日(金)	事前説明会・図面閲覧・現場見学期間
5月8日(月)～8月31日(木)	ヒアリング実施期間

(2) 事前説明会

世田谷清掃工場建替計画の概要、本調査の目的、サウンディング項目等を説明するため、事前説明会を開催します。なお、開催日時は参加事業者と調整の上、決定します。

(3) 図面閲覧

既存の世田谷清掃工場に関連する図面等を閲覧することができます。ただし、図面の貸出しはできません。

(4) 現場見学会

必要に応じて現場見学会を開催します。開催日程については、参加事業者と別途調整します。なお、参加人数を制限する場合があります。また、現場では写真を撮影することはできません。

(5) 調査概要の公表

調査の実施結果については、概要を組合ホームページで公表します。ただし、参加事業者の名称については公表しません。

(6) 提出した資料の取扱い

参加事業者が提出した資料は、参加事業者のアイデアやノウハウなどの知的財産が含まれることから原則非開示とします。ただし、開示請求があった場合は情報公開条例に定める範囲内において開示する場合があります。ご不明な場合は、適宜ご相談ください。

5 参加要件

本調査の参加要件は、以下のいずれかの要件を満たす事業者とします。なお、本要件は世田谷清掃工場建替工事の入札公告時に定める競争入札参加資格とは異なる場合があります。

- (1) 一般廃棄物を対象とすごみ焼却能力100トン/日・炉以上かつ廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた連続運転式ごみ焼却炉を内部に有する建築物を建設または解体した実績（建設・解体中を含む）を有する事業者。
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類排出規制に適合した一般廃棄物を対象とすごみ焼却能力100トン/日・炉以上かつ廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた全連続燃焼式火格子焼却炉を建設または解体した実績（建設・解体中を含む）を有する事業者。
- (3) (1) または (2) の施設の建設工事を受注した実績のある事業者。

6 申込方法

サウンディング型市場調査参加申込書に必要事項を記入の上、下記問合せ先に提出してください。

7 参加申込期間

令和5年3月20日（月）から令和5年3月31日（金）まで。ただし、参加申込書の提出は午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時の間は除く。）とします。

8 その他

(1) 本調査に要する費用

書類作成、現場見学や対話の参加に伴う費用等は、参加事業者の負担とします。なお、本調査時に提出した提案書や対話内容については、今後の検討において参考にさせていただきますが、参加した実績は今後組合が行う入札手続等において優位性を持つものではありません。

(2) 貸与資料

本調査を行う上での参考資料として、「北清掃工場建替工事特記仕様書」及び「環境影響評価調査計画書―世田谷清掃工場建替事業―」を参加事業者に貸与します。なお、貸与日時は別途参加事業者と調整します。

(3) 問合せ先

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階
東京二十三区清掃一部事務組合 建設部建設課建設調整係
電話 03-6238-0943